特定死者情報提供申出の手続きについて

市が保有する亡くなられた方に関する一定の情報について、遺族等が情報提供の申出を行う制度です。
（すべての情報が必ず提供されるものではありません。）

1　特定死者情報提供申出ができる方

⑴ 遺族等

ア　死者が**成年**の場合（提供できる情報は、医療・介護情報に限ります。）
　　死者の**配偶者、子、孫、父母**又は**祖父母**　ただし、これらの方がない場合は他の法定相続人

イ　死者が**未成年**の場合
　　死者の死亡時に**法定代理人**（親権者、成年後見人等）であった方

⑵ 遺族等の代理人

⑴ の遺族等の**法定代理人**又は**任意代理人**（委任による代理人）

2　申出の方法

⑴ 窓口の場合　受付時間　月～金曜日　8:45～12:00、13:00～17:00（休日・祝日・年末年始除く）

市民情報センター（名古屋市役所西庁舎1階）にて受付を行っています。
必要な添付書類（詳細は裏面）をお持ちください。（特定死者情報提供申出書は窓口でご用意しています。）

⑵ 郵送の場合

特定死者情報提供申出書及び必要な添付書類を送付してください。
添付書類（詳細は裏面）の原本の還付を希望される場合は返信用封筒（切手貼付）を同封し、還付が必要である旨のメモ等を添えてください。

【送付先】
〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号　市民情報センター
※封筒の表面に赤字で『特定死者情報提供申出書在中』とご記載ください

⑶ 電子申請の場合

電子申請システムにて申請を行い、添付書類を窓口で提示するか、郵送により提出してください。
名古屋市電子申請サービスの外部リンクを、市公式ウェブサイト「亡くなった方に関する情報の提供について」のページに掲載しています。

3　期間

原則として申出があった日の翌日から起算して14日以内に提供決定等を行います。（即日の提供はできません。）

4　お問い合わせ先

名古屋市スポーツ市民局市政情報課
電話番号：052-972-3153

●市公式ウェブサイト「亡くなった方に関する情報の提供について」
URL　https://www.city.nagoya.jp/shisei/jouhou/1030101/1030106.html

特定死者情報提供申出に必要な添付書類一覧

申出者の区分（遺族等／法定代理人／任意代理人）、**申出方法**（窓口／郵送）**ごとに必要な書類が異なります。**

申出者	遺族等		遺族等の法定代理人 (親権者、成年後見人等)		遺族等の任意代理人	
申出方法	窓口	郵送	窓口	郵送	窓口	郵送
A　本人確認書類 （※1）	遺族等の運転免許証、マイナンバーカード等	遺族等の運転免許証、マイナンバーカード等の複写物	代理人の運転免許証、マイナンバーカード等	代理人の運転免許証、マイナンバーカード等の複写物	代理人の運転免許証、マイナンバーカード等	代理人の運転免許証、マイナンバーカード等の複写物
B　住民票の写し等 【30日以内・原本】 （※2）		遺族等の住民票の写し等		代理人の住民票の写し等		代理人の住民票の写し等
C　死者の死亡を確認できる書類【原本】	戸籍謄本、死亡診断書（写）等		戸籍謄本、死亡診断書（写）等		戸籍謄本、死亡診断書（写）等	
D　死者と遺族等との関係を確認できる書類【原本】（※3、4）	戸籍謄本等		戸籍謄本等		戸籍謄本等	
E　代理人の資格を確認できる書類 【30日以内・原本】			戸籍謄本、成年後見登記事項証明書等		遺族等から代理人への委任状 （※5）	

※1　次の条件①②の両方を満たすものをご用意ください。
　①申出をする方の氏名及び住所(又は居所)と同一の氏名及び住所(又は居所)が記載されているもの
　②有効期限または有効期間があるものにあっては有効なもの

※2　「住民票の写し」は、区役所等で交付される「住民票の写し」の原本を指します。

※3　申出者が死者の兄弟姉妹、甥姪、ひ孫の場合、死者の祖父母、父母、配偶者、子、孫がいないことを証する書類（死者の出生から死亡までの一連の戸籍謄本等）

※4　申出者が養子の場合、申出日前30日以内に発行されたもの

※5　次の条件①②のいずれかひとつを満たすもの
　①委任状に委任者の実印が押印され、印鑑登録証明書の原本が添付されたもの
　②委任状に委任者の運転免許証、マイナンバーカード等の写し2点が添付されたもの
　（委任状のひな型は名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）

＜上記以外で必要書類として認められるもの＞

書類区分	必要書類と認められるもの
A　本人確認書類 （上記※1）	健康保険等の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、介護保険の被保険者証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、旅券、外国政府が発行する外国旅券、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、緑の手帳）、敬老手帳、り災証明書、学生証　等
B　住民票の写しに代わるもの 【30日以内・原本】	提供申出書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、在外公館の発行する在留証明、提供申出者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書
C　死者の死亡を確認できる書類【原本】 D　死者と遺族等との関係を確認できる書類 【原本】（上記※3、4）	戸籍抄本、除籍謄（抄）本、法定相続情報一覧図 （いずれも必要な事項の記載があるもの）